

カントは、『人倫の形而上学の基礎づけ』において、定言命法の適用例を論じる際に義務を四つに区分している。まず完全義務と不完全義務が分けられ、さらにそれぞれの領域が二つに分けられて、「自分自身に対する完全義務」、「他者に対する完全義務」、「自分自身に対する不完全義務」、「他者に対する不完全義務」という四つの領域が設定される。そして、それぞれの領域が定言命法の四つの適用例に割り当てられている。このように義務を分類する際、カントは二つの異なる基準を用いている。格率を「法則として考えること」、あるいは「法則として意欲すること」が矛盾を引き起こしてしまうという二つの基準が、格率が義務に反することのメルクマールとされ、この基準によって完全義務と不完全義務が区分される。そしてさらに、自己に対する領域と他者に対する領域が区分され、四つの領域が考えられる。この区分は論理上すべての領域を網羅しているので、このとき、四つの適用例の考察を通じて、「あらゆる義務は、その拘束性のあり方に関して...これらの事例を通じて、唯一の原理に依拠するものとして完全に提示される」(IV, 424)と言われる。これらの例の考察を通じて、定言命法が「あらゆる義務」の原理として示されることになる。

このようにカントは、『基礎づけ』において、二つの基準に基づいて四つに振り分けられたすべての義務に関して、定言命法を格率が道徳的であることの判断基準として適用できると考えている。本発表では、定言命法の適用例の叙述に関して、カントがこうした二重基準を用いていることの問題点について考察したい。はじめに、定言命法概念とその普遍的定式に立ち戻り、そこでのカントの論証が整合的なものであるために、定言命法が満たしていなければならぬ適用条件について確認する。このとき、カントによる定言命法の適用例の論証には、定言命法概念と定式の論述においてカント自身が前提したはずの条件を満たさない要素が含まれていることがわかる。そのあと、O. ヘッフェと W. ケアスティングによる、この問題についての解釈をそれぞれ参照する。両者はともに、カントによる論証上のミスを修正し、議論を再構成しようとしている。ヘッフェの見解では、議論を適切に再構成することにより、四つの例すべてにおいて、定言命法を道徳的であることの基準とみなすことができると考えられている。それに対してケアスティングは、定言命法が適用可能であるのは、「他者に対する完全義務」の原理としてだけであることを証明している。両者の見解の結論とその論拠を比較することで、定言命法が機能しうる範囲と限界について、明確にすることをめざす。